



新・介護保険 を考える 19

－特別養護老人ホームの 介護報酬と利用者負担の変化－

理事長 鈴木 恂子



2000年4月1日から施行された介護保険制度は走りながら考えるといわれ、3年ごとに保険者となる各自治体で介護保険事業計画が策定され、65歳以上の一号被保険者が負担する保険料が決まります。事業者を支払われる介護報酬も3年ごとに社会保障審議会介護保険給付分科会で実質審議され、報酬が変化してきました（しんあい59号、82号でもとりあげました）。

第3期（2006年）に居住費、食費の基準費用が利用者負担となり、前年（2005年）10月に前倒して変更しました。2017年は第6期の最終年度となり、各自治体は第7期の計画検討をすすめています。介護報酬の1割は利用者負担ですが、第6期から一定所得以上の負担が二割に、さらに第7期からは三割負担の制度導入が検討されています。

（介護度5・多床室・1人1日あたり）

	第1期（2000年4月～2003年3月）	第2期（2003年4月～2005年9月）	第3期特例措置(2005年10月～2006年3月)	第3期（2006年4月～2009年3月）	第4期（2009年4月～2012年3月）	第5期（2012年4月～2015年3月）	第6期（2015年4月～2018年3月）		
居住費	0円	0円	多床室：320円	従来型個室：1,150円	ユニット型個室：1,970円	（保険料段階ごとに負担限度額を定め差額を補給付する）		第1期は老人福祉施設の措置費を基本に直接処遇職員を4：1→3：1とし、生活費から2万円（日常生活費）をひき、事務費・事業費の区分なく介護報酬として移行しました。	
食費	利用者負担：780円 保険給付：1,340円	利用者負担：780円 保険給付：1,340円	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）	利用者負担：1,380円 （調理コスト含む）		第3期は制度の持続を目的に「介護の保険」に転換しました。そのため居住費、食費は利用者の自己負担となり、2005年10月から基本報酬は2000年比3.4%減、食事にかかわる医療対応分のみ加算となりました。
基本報酬（介護度5・多床室）	974単位/日 （月額：296,300円）	-15単位（月額：4,600円減） 959単位/日 （月額：291,700円）	-33単位（月額：10,000円減） 941単位/日 （月額：286,200円）	-53単位（月額：16,100円減） 921単位/日 （月額：280,100円）	-41単位（月額：12,500円減） 933単位/日 （月額：283,800円）	-67単位（月額：20,400円減） 907単位/日 （月額：275,900円）	-113単位（月額：34,400円減） 861単位/日 （月額：261,900円）	第3期の本格実施となる2006年4月には医療職が関与する加算が増え13項目となりました。基本報酬はさらに減額、2000年当初の5.5%減となりました。第3期に居住費と食費の利用者負担増、基本報酬の大幅な減額は施設財政を直撃しました。職員の非常勤化が進み、賃金も低迷しました。	
加算（【】内単位数）	常勤医師配置加算【20】		→【25】						
	精神科医療養指導加算【5】								
	機能訓練体制加算【12】		個別機能訓練加算【12】						
	初期加算【30】								
	退所時等相談援助加算（退所前後訪問相談援助加算【460】・退所時相談援助加算【400】・退所前連携加算【500】）		→退所前【460】退所後【460】退所時【400】連携【500】						
			栄養体制加算（管理栄養士【12】 栄養士【10】）						
			栄養マネジメント加算【12】		→【14】				
			経口移行加算【28】						
			療養食加算【23】						
			準ユニットケア加算【5】		→【18】				
			個別機能訓練加算【12】						
			経口維持加算 I【28】 II【5】		→I【400/月】II【100/月】				
			看取り介護加算 I【160】 II【8→1【80】 2【680】 3【1,280】		→I【144】II【680】III【1,280】				
			在宅・入所相互利用加算【30】		→【40】				
			在宅復帰支援機能加算【10】						
		障害者生活支援体制加算【26】							
		身体拘束禁止未実施減算【-5】							
		重度化対応加算【10】							
				夜勤職員配置加算 I【22】又は【13】 II【27】又は【18】					
				看護体制加算 I【6】又は【4】 II【13】又は【8】					
				日常生活継続支援加算【22】 →【23】		→【36】又は【46】			
				サービス提供体制加算 I【12】 II【6】 III【6】					
				認知症専門ケア加算 I【3】 II【4】					
				若年性認知症受入加算【120】					
				口腔機能維持管理加算【30/月】		口腔機能維持管理体制加算【30/月】			
						口腔機能維持管理加算【110/月】			
						認知症行動・心理症状緊急対応加算【200】			
						介護職員処遇改善加算 I 2.5% →5.90% →8.3%(2017年4月～)			

※月額＝単位×10円×365日÷12ヶ月（10円桁にて四捨五入）

（編集：法人事務局 青木 志乃）